

○ 議案等參考資料

○

おいらせ町スポーツ協会補助金交付要綱（平成18年教育委員会告示第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○おいらせ町スポーツ協会補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月21日 教育委員会告示第19号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 町は、社会体育活動の振興を図るため、<u>おいらせ町スポーツ協会</u>に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>（補助対象）</p> <p>第2条 補助金の額は、その年度の予算の範囲内とする。</p> <p>（補助交付申請等）</p> <p>第3条 規則第3条により町長に提出する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交付申請書（規則様式第1号）</p> <p>(2) 事業計画書（規則様式第2号）</p> <p>(3) 収支予算書（規則様式第3号）</p> <p>(4) その他町長が必要と認めた書類</p> <p>2 前項の書類の提出部数は、2部とする。</p> <p>（交付決定）</p> <p>第4条 規則第4条により町長に提出された書類を審査した上で通知する。</p> <p>（請求書）</p> <p>第5条 規則第14条による補助金の請求は、補助金等請求書（規則様式第9号）を提出して行うものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第6条 規則第11条による報告は、補助金事業完了後速やかに、次の書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 事業実績報告書（規則様式第6号）</p>	<p style="text-align: center;">○おいらせ町体育協会補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月21日 教育委員会告示第19号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 町は、社会体育活動の振興を図るため、<u>おいらせ町体育協会</u>に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>（補助対象）</p> <p>第2条 補助金の額は、その年度の予算の範囲内とする。</p> <p>（補助交付申請等）</p> <p>第3条 規則第3条により町長に提出する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交付申請書（規則様式第1号）</p> <p>(2) 事業計画書（規則様式第2号）</p> <p>(3) 収支予算書（規則様式第3号）</p> <p>(4) その他町長が必要と認めた書類</p> <p>2 前項の書類の提出部数は、2部とする。</p> <p>（交付決定）</p> <p>第4条 規則第4条により町長に提出された書類を審査した上で通知する。</p> <p>（請求書）</p> <p>第5条 規則第14条による補助金の請求は、補助金等請求書（規則様式第9号）を提出して行うものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第6条 規則第11条による報告は、補助金事業完了後速やかに、次の書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 事業実績報告書（規則様式第6号）</p>

(2) 事業費精算書（規則様式第7号）

(3) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 前項の書類の提出部数は、2部とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月19日から適用する。

2 この告示は、令和2年4月9日から適用する。

(2) 事業費精算書（規則様式第7号）

(3) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 前項の書類の提出部数は、2部とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月19日から適用する。

おいらせ町社会教育関係団体の登録に関する要綱（平成22年教育委員会告示第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○おいらせ町社会教育関係団体の登録に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年2月24日 教育委員会告示第3号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（登録要件）</p> <p>第2条 おいらせ町社会教育関係団体として登録することができる団体は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>(1) 公の支配に属さない自主・自立した団体であること。</p> <p>(2) 社会教育事業を計画的かつ継続的に行うことを主な目的としていること。</p> <p>(3) 地域の社会教育活動に積極的に貢献できる団体であること。</p> <p>(4) 団体の構成員のうち町内に居住し、又は通勤若しくは通学する者が半数以上で、かつ主たる活動の場所在町内にあること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体は除外するものとする。</p> <p>（登録申請及び更新）</p> <p>第3条 おいらせ町社会教育関係団体として登録申請をする団体の代表者は、おいらせ町社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）団体活動調書（様式第2号）及び会員名簿（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に登録の申請をしなければならない。但し、別表1に掲げる団体は社会教育関係団体として認め登録の申請の必要はないものとするが、会員が町外多数の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 規約または会則</p> <p>(2) 決算書及び予算書</p>	<p>○おいらせ町社会教育関係団体の登録に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年2月24日 教育委員会告示第3号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（登録要件）</p> <p>第2条 おいらせ町社会教育関係団体として登録することができる団体は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>(1) 公の支配に属さない自主・自立した団体であること。</p> <p>(2) 社会教育事業を計画的かつ継続的に行うことを主な目的としていること。</p> <p>(3) 地域の社会教育活動に積極的に貢献できる団体であること。</p> <p>(4) 団体の構成員のうち町内に居住し、又は通勤若しくは通学する者が半数以上で、かつ主たる活動の場所在町内にあること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体は除外するものとする。</p> <p>（登録申請及び更新）</p> <p>第3条 おいらせ町社会教育関係団体として登録申請をする団体の代表者は、おいらせ町社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）団体活動調書（様式第2号）及び会員名簿（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に登録の申請をしなければならない。但し、別表1に掲げる団体は社会教育関係団体として認め登録の申請の必要はないものとするが、会員が町外多数の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 規約または会則</p> <p>(2) 決算書及び予算書</p>

(3) その他教育長が必要と認める書類

2 社会教育関係団体の更新は、年1回、団体活動調書（様式第2号）及び会員名簿（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添え、教育委員会の指定する期日内に申請しなければならない。

(1) 決算書及び予算書

(2) その他教育長が必要と認める書類

（登録審査及び登録）

第4条 おいらせ町社会教育関係団体の登録申請があったときは、教育委員会の承認を得て登録するものとする。

（登録書の交付）

第5条 教育委員会は、第4条の規定によりおいらせ町社会教育関係団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）の代表者に対し、おいらせ町社会教育関係団体登録認定書（様式第4号）を交付するものとする。

（登録団体の登録事項の変更又は解散の届出）

第6条 登録団体の代表者は、登録事項を変更したとき又は当該団体を解散したときは、速やかに教育委員会に届けなければならない。

（登録団体の登録の取消等）

第7条 教育委員会は、登録団体が第2条第2項の規定に抵触し、又は前条の規定による届出を怠ったときは、登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、おいらせ町社会教育関係団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（登録団体の情報の利用及び提供）

第8条 登録団体の代表者は、登録団体の情報について、社会教育の振興のために利用又は提供することに同意するものとする。

2 教育委員会は、登録団体の情報を前項の目的以外に利用又は提供してはならない。

（報告）

第9条 教育委員会は、登録団体に対し、必要に応じて事業内容等の報告を求めることができる。

(3) その他教育長が必要と認める書類

2 社会教育関係団体の更新は、年1回、団体活動調書（様式第2号）及び会員名簿（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添え、教育委員会の指定する期日内に申請しなければならない。

(1) 決算書及び予算書

(2) その他教育長が必要と認める書類

（登録審査及び登録）

第4条 おいらせ町社会教育関係団体の登録申請があったときは、教育委員会の承認を得て登録するものとする。

（登録書の交付）

第5条 教育委員会は、第4条の規定によりおいらせ町社会教育関係団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）の代表者に対し、おいらせ町社会教育関係団体登録認定書（様式第4号）を交付するものとする。

（登録団体の登録事項の変更又は解散の届出）

第6条 登録団体の代表者は、登録事項を変更したとき又は当該団体を解散したときは、速やかに教育委員会に届けなければならない。

（登録団体の登録の取消等）

第7条 教育委員会は、登録団体が第2条第2項の規定に抵触し、又は前条の規定による届出を怠ったときは、登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、おいらせ町社会教育関係団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（登録団体の情報の利用及び提供）

第8条 登録団体の代表者は、登録団体の情報について、社会教育の振興のために利用又は提供することに同意するものとする。

2 教育委員会は、登録団体の情報を前項の目的以外に利用又は提供してはならない。

（報告）

第9条 教育委員会は、登録団体に対し、必要に応じて事業内容等の報告を求めることができる。

(登録認定期間)

第10条 登録団体として認定する期間は、原則として認定を受けた日から解散の日又は登録の取消の日までとするが、更新の申請を要する。なお、中間時期での申請団体についても同じとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

別表1

【別記1 参照】

様式第1号

(略)

様式第2号

(略)

様式第3号

(略)

様式第4号

(略)

様式第5号

(略)

(登録認定期間)

第10条 登録団体として認定する期間は、原則として認定を受けた日から解散の日又は登録の取消の日までとするが、更新の申請を要する。なお、中間時期での申請団体についても同じとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

【別記1 参照】

様式第1号

(略)

様式第2号

(略)

様式第3号

(略)

様式第4号

(略)

様式第5号

(略)



お教給第18号  
令和2年4月20日

おいらせ町教育委員会  
教育長 松林 義一 様

おいらせ町教育委員会  
教育長 松林 義一



おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置に伴う  
委員の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より町教育運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食センターの調理業務について、「安全・安心」「美味しい給食」を充実するために民間のノウハウを活用し、業務委託をしております。

今年度、令和3年度からの調理業務委託業者を選定するため、「おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、専門的な見地から審査をすることになりました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、貴会から業者（優先交渉権者）の選定組織の委員として1名のご推薦をいただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 委嘱予定期間  | 委嘱日から業者（優先交渉権者）選定の日まで                                     |
| 2. 会議開催回数  | 6月と8月に会議を予定しております。<br>※新型コロナウイルス感染拡大状況により時期が変更になる場合があります。 |
| 3. 報 酬     | 会議開催1回につき 5,300円 と旅費を支給                                   |
| 4. 推 薦 方 法 | 別添の「委員推薦書」を5月22日（金）までにご返送くださいますようお願いいたします。                |

おいらせ町立学校給食センター 石塚  
〒039-2129 上北郡おいらせ町中平下長根山1-20  
電話：0178-38-5881 FAX：0178-38-0090

○おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（仮称）について

1. 概要

現在、学校給食センターの調理業務は民間委託をしており、委託契約が令和2年度で終了になるのに伴い、本年度令和3年度から業務委託する業者について、選定することとなりました。

その委託業者として相応しい業者、「町と優先的に交渉できる権利を有する業者（優先交渉権業者）」を選定するにあたっては専門的な視点からの評価が必要なため、「おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（仮称）」を立ち上げ、各団体からご推薦いただいた委員の皆様にご検討いただきます。

2. 構成

構成は次のとおりとし、10名以内を予定しています。

- ・校長会…1名
- ・養護教諭…1名
- ・教育委員…1名
- ・連合PTA…2名（小・中学校）
- ・栄養教諭等…2名
- ・保健所職員…1名
- ・町の職員…2名（学務課長、財政管財課長）

3. 会議内容

●第1回会議（予定）

- ・民間委託の経緯や業者を選定するにあたっての、審査基準や評価ポイント、点数配分を決めます。（今後のスケジュールも含めて説明させていただきます）

⇒会議は事務局からの資料で進めていきます。

（会議時間は約1時間30分～2時間程度）

●第2回会議（予定）

- ・事前に委員に説明を行います。（当日の審査の流れなど）
- ・業者を呼んでプレゼンテーションを行ってまいります。（何社来るかは未定）
- ・各自評価したものを取りまとめ、事務局で集計。結果を確認し委員会で承認。

⇒業者から提供される資料は事前に配布したいと思います。

（会議時間は、参加する業者数によります）

4. 予定しているスケジュールについて

- ・6月 中旬⇒ 第1回会議
- ・6月 下旬⇒ 業者の募集（公告）
- ・7月 下旬⇒ 業者からの提案取りまとめ（→委員への書類の発送）
- ・8月 月上旬⇒ 第2回会議（プレゼンテーション）
- ・8月 下旬⇒ 第3回会議（選定業者決定）

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては日程が変更になる場合があります。

5. 報酬、交通費等

- ・報酬 ⇒ 5300円／1会議
- ・交通費 ⇒ 有（町の規程による）

※なお、行政職員（公務員）の委員の場合は、出張等によりご対応願います（報酬、交通費の町からの支給はございません）



令和2年 月 日

おいらせ町教育委員会  
教育長 松 林 義 一 様

団体名

代表者

**おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員  
推 薦 書**

令和2年4月20日付けお教給第18号で依頼のありました、おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会の委員について下記のとおり推薦します。

記

◇推薦者

所属・役職	氏名

## 令和2年度教育委員会定例会日程

日程	時間	場所	備考
令和2年第4回	令和2年4月23日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第5回	令和2年5月28日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第6回	令和2年6月25日（木） 15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和2年第7回	令和2年7月22日（水） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第8回	令和2年8月27日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第9回	令和2年9月24日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第10回	令和2年10月22日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第11回	令和2年11月26日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和2年第12回	令和2年12月24日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和3年第1回	令和3年1月28日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	
令和3年第2回	令和3年2月15日（月） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	県費負担教職員の異動の内申手続きにより変更の可能性あり
令和3年第3回	令和3年3月25日（木） 15:00～	役場分庁舎 401会議室	

※令和2年4月／新型コロナウイルス感染症対策のため、会場をみなくる館から分庁舎に変更